

令和6年3月1日招集

第1回見附市議会定例会提出議件

見 附 市

市長提出議件

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 議第1号 | 令和6年度見附市一般会計予算 |
| 議第2号 | 令和6年度見附市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議第3号 | 令和6年度見附市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議第4号 | 令和6年度見附市介護保険事業特別会計予算 |
| 議第5号 | 令和6年度見附市宅地造成事業特別会計予算 |
| 議第6号 | 令和6年度見附市水道事業会計予算 |
| 議第7号 | 令和6年度見附市下水道事業会計予算 |
| 議第8号 | 令和6年度見附市病院事業会計予算 |
| 議第9号 | 専決処分について（令和5年度見附市一般会計補正予算（第10号）） |
| 議第10号 | 専決処分について（令和5年度見附市一般会計補正予算（第11号）） |
| 議第11号 | 専決処分について（令和5年度見附市水道事業会計補正予算（第2号）） |
| 議第12号 | 専決処分について（令和5年度見附市下水道事業会計補正予算（第2号）） |
| 議第13号 | 見附市子ども・子育てどまんなか条例の制定について |
| 議第14号 | 見附駅駐車場条例の制定について |
| 議第15号 | 見附駅交流施設条例の制定について |
| 議第16号 | 見附市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議第17号 | 見附市給水条例の一部を改正する条例の制定について |

- 議第 1 8 号 見附市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 9 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議第 2 0 号 見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 1 号 見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 2 号 見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 3 号 令和 5 年度見附市一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 議第 2 4 号 令和 5 年度見附市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 2 5 号 令和 5 年度見附市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 2 6 号 令和 5 年度見附市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 2 7 号 令和 5 年度見附市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 2 8 号 財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議第 2 9 号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について
- 議第 3 0 号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 議第 3 1 号 見附市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 議第 3 2 号 見附市道路線の廃止及び認定について
- 議第 3 3 号 教育長の任命について
- 議第 3 4 号 専決処分について（見附市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議第 3 5 号 見附市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第9号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度見附市一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

専決第 1 1 号

令和 5 年度 見附市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 5 年度見附市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 6 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 , 2 1 1 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日専決

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	3,426,902	126,000	3,552,902
	2 国庫補助金	1,656,577	126,000	1,782,577
	歳 入 合 計	19,085,000	126,000	19,211,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	民生費	7,248,747	126,000	7,374,747
	1 社会福祉費	3,528,021	126,000	3,654,021
	歳 出 合 計	19,085,000	126,000	19,211,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	7,248,747	126,000	7,374,747
歳 出 合 計	19,085,000	126,000	19,211,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
126,000			0
126,000	0	0	0

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	3,426,902	126,000	3,552,902
	2	国庫補助金	1,656,577	126,000	1,782,577
	1	総務費国庫補助金	652,082	126,000	778,082

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 地方創生臨時 交付金	126,000	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	126,000

1 4 款 国庫支出金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
			7,248,747	126,000	7,374,747	126,000	
	1	社会福祉費	3,528,021	126,000	3,654,021	126,000	
	8	住民税非課税世帯等緊急支援給付金事業費	337,300	126,000	463,300	国庫支出金 126,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	174	1 住民税均等割世帯緊急支援臨時給付金給付事業	102,250
3 職員手当等	250	会計年度任用職員報酬	174
4 共済費	24	会計年度任用職員共済組合負担金	10
10 需用費	303	社会保険料等	14
11 役務費	399	社会保険料等	14
12 委託料	2,800	消耗品費	162
13 使用料及び賃借料	50	印刷製本費	100
18 負担金補助及び交付金	122,000	通信運搬費	190
		郵便料	190
		手数料	150
		口座振込手数料	150
		委託料	1,400
		システム改修委託料	1,400
		賃借料	50
		コピー機借上料	50
		交付金	100,000
		住民税均等割世帯緊急支援臨時給付金	100,000
		2 職員給与費（均等割世帯給付関連）	250
		職員手当	250
		3 低所得世帯等子育て応援臨時給付金給付事業	23,500
		消耗品費	41
		通信運搬費	21
		郵便料	21
		手数料	38
		口座振替手数料	38
		委託料	1,400
		システム改修委託料	1,400
		交付金	22,000
		低所得世帯等子育て応援臨時給付金	22,000

3款 民生費

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(361) 300	千円 465,945	千円 1,138,112	千円 909,346	千円 2,513,403	千円 461,656	千円 2,975,059	
補正前	(361) 300	465,771	1,138,112	909,096	2,512,979	461,632	2,974,611	
比 較	(0) 0	174	0	250	424	24	448	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区分	時間外 勤 務 千円
	補 正 後	130,471
	補 正 前	130,221
	比 較	250

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(9) 300	千円 0	千円 1,138,112	千円 860,751	千円 1,998,863	千円 380,448	千円 2,379,311	
補正前	(9) 300	0	1,138,112	860,501	1,998,613	380,448	2,379,061	
比 較	(0) 0	0	0	250	250	0	250	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区分	時間外 勤 務 千円
	補 正 後	130,471
	補 正 前	130,221
	比 較	250

イ. 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(352) 0	千円 465,945	千円 0	千円 48,595	千円 514,540	千円 81,208	千円 595,748	
補正前	(352) 0	465,771	0	48,595	514,366	81,184	595,550	
比 較	(0) 0	174	0	0	174	24	198	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当	千円 250	その他の 増減分	千円 250 その他増分	千円 250

議第10号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度見附市一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

専決第 1 号

令和 5 年度 見附市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 5 年度見附市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 8, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9, 2 4 9, 0 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 1 月 1 日専決

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14	国庫支出金	3,552,902	10,036	3,562,938
	1 国庫負担金	1,760,895	7,266	1,768,161
	2 国庫補助金	1,782,577	2,770	1,785,347
15	県支出金	1,430,118	4,700	1,434,818
	1 県負担金	789,397	4,700	794,097
18	繰入金	1,263,346	7,364	1,270,710
	2 基金繰入金	1,202,046	7,364	1,209,410
21	市債	749,500	15,900	765,400
	1 市債	749,500	15,900	765,400
	歳 入 合 計	19,211,000	38,000	19,249,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3	民生費	7,374,747	3,000	7,377,747
	4 民生費災害救助支援費	0	3,000	3,000
9	消防費	638,796	8,520	647,316
	1 消防費	638,796	5,620	644,416
	2 消防費災害救助支援費	0	2,900	2,900
11	災害復旧費	3	26,480	26,483
	2 土木施設災害復旧費	2	10,960	10,962
	3 教育施設災害復旧費	0	11,000	11,000
	4 その他施設災害復旧費	0	4,520	4,520
	歳 出 合 計	19,211,000	38,000	19,249,000

第 2 表 地 方 債

追 加

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共土木施設災害復旧事業	10,800	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び新潟県資金については、その融通条件により、銀行その他の資金についてはその融通条件又は協定による。ただし、財政等の都合により繰上償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債への借換えができるものとする。その他事業の進捗状況等により前借りをすることができるものとする。
教育施設災害復旧事業	3,600			
総務管理施設復旧事業	1,300			
市民交流施設復旧事業	100			
消防施設災害復旧事業	100			

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
14		国庫支出金	3,552,902	10,036	3,562,938
	1	国庫負担金	1,760,895	7,266	1,768,161
		3 災害復旧費国庫負担金	0	7,266	7,266
	2	国庫補助金	1,782,577	2,770	1,785,347
		7 災害復旧費国庫補助金	0	2,770	2,770
15		県支出金	1,430,118	4,700	1,434,818
	1	県負担金	789,397	4,700	794,097
		4 災害救助費県負担金	0	4,700	4,700
18		繰入金	1,263,346	7,364	1,270,710
	2	基金繰入金	1,202,046	7,364	1,209,410
		1 財政調整基金繰入金	776,148	7,364	783,512
21		市債	749,500	15,900	765,400
	1	市債	749,500	15,900	765,400
		11 災害復旧事業債	0	15,900	15,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 災害復旧費国 庫負担金	7,266	1 公立学校施設災害復旧費負担金	7,266
1 災害復旧費国 庫補助金	2,770	1 公立社会教育施設災害復旧費補助金	2,770
2 緊急消防援助 隊活動費負担 金	2,900	1 緊急消防援助隊活動費負担金	2,900
3 災害救助費県 負担金	1,800	1 災害救助費県負担金	1,800
1 財政調整基金 繰入金	7,364	1 財政調整基金繰入金	7,364
1 災害復旧事業 債	15,900	1 公立学校施設災害復旧事業債（教育総務課）（令和6年災） 2 その他施設災害復旧事業債（まちづくり課）（令和6年災） 3 一般単独災害復旧事業債（建設課）（令和6年災） 4 一般単独災害復旧事業債（まちづくり課）（令和6年災） 5 一般単独災害復旧事業債（消防本部）（令和6年災） 6 一般単独災害復旧事業債（教育総務課）（令和6年災）	3,300 1,300 10,800 100 100 300

1 4 款 国庫支出金 1 5 款 県支出金 1 8 款 繰入金 2 1 款 市債

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 4 民生費災害救助支援費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	7,374,747	3,000	7,377,747	1,600	1,400
	4	民生費災害救助支援費		3,000	3,000	1,600	1,400
		1 民生費災害救助支援費		3,000	3,000	県支出金 1,600	1,400
9		消防費	638,796	8,520	647,316	3,100	5,420
	1	消防費	638,796	5,620	644,416	200	5,420
		5 防災費	19,340	5,620	24,960	県支出金 200	5,420
	2	消防費災害救助支援費		2,900	2,900	2,900	
		1 消防費災害救助支援費		2,900	2,900	県支出金 2,900	
11		災害復旧費	3	26,480	26,483	25,936	544
	2	土木施設災害復旧費	2	10,960	10,962	10,800	160
		1 現年災害復旧費	2	10,960	10,962	地方債 10,800	160

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	570	1 職員給与費（能登半島地震被災地支援関連） 職員手当	570 570
8 旅費	30		
10 需用費	2,400	2 能登半島地震被災地支援事業 職員等旅費 職員普通旅費 消耗品費 燃料費	2,430 30 30 2,250 150
1 報酬	100	1 職員給与費（能登半島地震関連） 職員手当	5,300 5,300
3 職員手当等	5,300		
10 需用費	70	2 防災費（能登半島地震関連） 会計年度任用職員報酬 消耗品費	320 100 70
11 役務費	50	手数料 クリーニング代	50 50
12 委託料	100	委託料 被害住宅緊急修理委託料	100 100
3 職員手当等	1,930	1 職員給与費（救急救助活動関連） 職員手当	1,930 1,930
8 旅費	270		
10 需用費	680	2 救急救助活動事業 職員等旅費 職員普通旅費	970 270 270
11 役務費	20	消耗品費 手数料 クリーニング代	680 20 20
3 職員手当等	160	1 公共土木施設災害復旧事業 修繕料	10,800 7,000
10 需用費	7,000	施設修繕料 工事請負費	7,000 3,800
14 工事請負費	3,800	土木施設災害復旧工事費	3,800
		2 職員給与費 職員手当	160 160

3 款 民生費 9 款 消防費 1 1 款 災害復旧費

(款) 11 災害復旧費
 (項) 3 教育施設災害復旧費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	教育施設災害復旧費		11,000	11,000	10,866	134
		1 現年災害復旧費		11,000	11,000	国庫支出金 7,266 地方債 3,600	134
	4	その他施設災害復旧費		4,520	4,520	4,270	250
		1 現年災害復旧費		4,520	4,520	国庫支出金 2,770 地方債 1,500	250

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	100	1 教育施設災害復旧事業	10,900
		修繕料	10,900
10 需用費	10,900	施設修繕料	10,900
		2 職員給与費	100
		職員手当	100
10 需用費	4,520	1 総務管理施設復旧事業	4,167
		修繕料	4,167
		施設修繕料	4,167
		2 市民交流施設復旧事業	163
		修繕料	163
		施設修繕料	163
		3 消防施設災害復旧事業	190
		修繕料	190
		施設修繕料	190

1 1 款 災害復旧費

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(361) 300	千円 466,045	千円 1,138,112	千円 917,406	千円 2,521,563	千円 461,656	千円 2,983,219	
補正前	(361) 300	465,945	1,138,112	909,346	2,513,403	461,656	2,975,059	
比 較	(0) 0	100	0	8,060	8,160	0	8,160	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区分	時間外 勤 務 千円
	補 正 後	138,531
	補 正 前	130,471
	比 較	8,060

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(9) 300	千円 0	千円 1,138,112	千円 868,811	千円 2,006,923	千円 380,448	千円 2,387,371	
補正前	(9) 300	0	1,138,112	860,751	1,998,863	380,448	2,379,311	
比 較	(0) 0	0	0	8,060	8,060	0	8,060	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区分	時間外 勤 務 千円
	補 正 後	138,531
	補 正 前	130,471
	比 較	8,060

イ. 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(352) 0	千円 466,045	千円 0	千円 48,595	千円 514,640	千円 81,208	千円 595,848	
補正前	(352) 0	465,945	0	48,595	514,540	81,208	595,748	
比 較	(0) 0	100	0	0	100	0	100	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当	千円 8,060	その他の 増減分	千円 8,060 その他増分 8,060	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額	
			当該年度起債見込額		当該年度中 元金償還見込額	補 正 前	補 正 後
			補 正 前	補 正 後			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	13,818,941	13,479,523	642,500	642,500	970,476	13,151,547	13,151,547
(1)総 務	361,324	394,017	28,600	28,600	38,312	384,305	384,305
(2)民 生	97,922	123,098	78,200	78,200	6,056	195,242	195,242
(3)衛 生	7,025,235	7,061,778	97,600	97,600	151,200	7,008,178	7,008,178
(4)労 働	15,700	15,275	0	0	850	14,425	14,425
(5)農 林 水 産 業	344,615	361,767	46,400	46,400	26,575	381,592	381,592
(6)商 工	279,834	221,487	5,500	5,500	58,348	168,639	168,639
(7)土 木	2,717,055	2,586,841	264,000	264,000	335,713	2,515,128	2,515,128
(8)消 防	296,512	241,323	54,900	54,900	74,305	221,918	221,918
(9)教 育	2,680,744	2,473,937	67,300	67,300	279,117	2,262,120	2,262,120
2. 災害復旧債	36,469	27,906	0	15,900	5,239	22,667	38,567
(1)補 助 災 害	25,498	19,719	0	4,300	3,602	16,117	20,417
(2)単 独 災 害	10,971	8,187	0	11,600	1,637	6,550	18,150
3. そ の 他	7,026,841	6,485,898	107,000	107,000	749,410	5,843,488	5,843,488
(1)減 税 補 て ん 債	37,584	24,594	0	0	10,184	14,410	14,410
(2)臨 時 財 政 対 策 債	6,511,477	6,046,905	107,000	107,000	675,940	5,477,965	5,477,965
(3)退 職 手 当 債	90,685	74,199	0	0	16,486	57,713	57,713
(4)減 収 補 て ん 債	36,095	36,000	0	0	0	36,000	36,000
(5)行 政 改 革 推 進 債	351,000	304,200	0	0	46,800	257,400	257,400
合 計	20,882,251	19,993,327	749,500	765,400	1,725,125	19,017,702	19,033,602

議第11号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度見附市水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

専決第2号

令和5年度 見附市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度見附市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度見附市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,333,000 千円	1,000 千円	1,334,000 千円
第3項 特別利益	100 千円	1,000 千円	1,100 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,287,600 千円	3,700 千円	1,291,300 千円
第1項 営業費用	1,180,141 千円	700 千円	1,180,841 千円
第3項 特別損失	100 千円	3,000 千円	3,100 千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 344,400 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 344,700 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 289,281 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 289,581 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	717,400 千円	300 千円	717,700 千円
第1項 建設改良費	501,486 千円	300 千円	501,786 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	121,498 千円	590 千円	122,088 千円

令和6年1月1日専決

新潟県見附市長 稲 田 亮

令和5年度 見附市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 水道事業収益		1,333,000	1,000	1,334,000
3 特別利益		100	1,000	1,100
	2 その他特別利益	0	1,000	1,000

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 水道事業費用		1,287,600	3,700	1,291,300
1 営業費用		1,180,141	700	1,180,841
	1 原水及び浄水費	259,892	60	259,952
	2 配水及び給水費	136,122	60	136,182
	4 総 係 費	116,588	580	117,168
3 特別損失		100	3,000	3,100
	2 災害による損失	0	3,000	3,000

資本的支出

支 出

款 項	目	既決額	補正予定額	計
① 資本的支出		717,400	300	717,700
1 建設改良費		501,486	300	501,786
	4 事 務 費	29,570	300	29,870

(単位 千円)

節	金額	説明
1 その他特別利益	1,000	県補助金

(単位 千円)

節	金額	説明
2 手当	60	正職員手当
2 手当	60	正職員手当
2 手当	170	正職員手当
8 旅費	340	
12 備用品費	20	
13 燃料費	40	
21 使用料及び賃借料	10	
1 災害による損失	3,000	水道施設損害復旧費

(単位 千円)

節	金額	説明
2 手当	300	正職員手当

令和5年度 見附市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

千円

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	37,535
	減価償却費	645,044
	固定資産除却費	21,355
	引当金の増減額 (△は減少)	△ 17,653
	長期前受金戻入額	△ 254,929
	受取利息及び受取配当金	△ 250
	支払利息	55,435
	未収金の増減額 (△は増加)	2,057
	未払金の増減額 (△は減少)	48,419
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,173
	小計	538,186
	利息及び配当金の受取額	250
	利息の支払額	△ 55,435
	業務活動によるキャッシュ・フロー	483,001
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 435,670
	他会計等からの負担金による収入	66,859
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 368,811
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	293,000
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 215,914
	財務活動によるキャッシュ・フロー	77,086
	資金増加額又は減少額	191,276
	資金期首残高	4,105,513
	資金期末残高	4,296,789

給 与 費 明 細 書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	(6) 14		62,582	40,558	103,140	18,948	122,088
補 正 前	(6) 14		62,582	39,968	102,550	18,948	121,498
比 較	(0) 0		0	590	590	0	590

※()は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務
	補 正 後	5,839
	補 正 前	5,249
	比 較	590

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	(1) 14		54,872	39,386	94,258	17,451	111,709
補 正 前	(1) 14		54,872	38,796	93,668	17,451	111,119
比 較	(0) 0		0	590	590	0	590

※()は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務
	補 正 後	5,751
	補 正 前	5,161
	比 較	590

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
手 当	千円 590	その他の増減分	千円 590		

議第12号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度見附市下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

専決第3号

令和5年度 見附市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度見附市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和5年度見附市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,050,700 千円	1,700 千円	2,052,400 千円
第1項 営業費用	1,896,485 千円	400 千円	1,896,885 千円
第3項 特別損失	100 千円	1,300 千円	1,400 千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額605,400千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額605,700千円」に、「過年度分損益勘定留保資金605,400千円」を「過年度分損益勘定留保資金605,700千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,468,400 千円	300 千円	1,468,700 千円
第1項 建設改良費	478,459 千円	300 千円	478,759 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	92,211 千円	460 千円	92,671 千円

令和6年1月1日専決

新潟県見附市長 稲田 亮

令和5年度 見附市下水道事業会計補正予算実施計画

収益の支出

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 下水道事業費用		2,050,700	1,700	2,052,400
1 営業費用		1,896,485	400	1,896,885
	6 今町処理場費	204,616	160	204,776
	9 総 係 費	174,206	240	174,446
3 特別損失		100	1,300	1,400
	2 災害による損失	100	1,300	1,400

資本的支出

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 資本的支出		1,468,400	300	1,468,700
1 建設改良費		478,459	300	478,759
	4 事 務 費	150,388	300	150,688

(単位 千円)

節	金額	説明
2 手 当	160	正職員手当
8 旅 費	180	職員普通旅費
12 備 消 品 費	30	消耗品費
13 燃 料 費	30	車両用燃料費
1 災害による損失	1,300	汚水管渠施設災害復旧費 300 ポンプ場災害復旧費 900 葛巻処理場災害復旧費 100

節	金額	説明
2 手 当	300	正職員手当

令和5年度 見附市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

千円

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 20,705
減価償却費	1,141,580
固定資産除却費	1,884
引当金の増減額 (△は減少)	3,831
長期前受金戻入額	△ 596,765
支払利息	145,839
未収金の増減額 (△は増加)	24,661
未払金の増減額 (△は減少)	△ 23,092
小 計	677,233
利息の支払額	△ 145,839
業務活動によるキャッシュ・フロー	531,394
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 521,212
国庫補助金による収入	82,038
一般会計等からの繰入金による収入	39,850
工事負担金収入	1
他会計からの負担金収入	91,703
受益者負担金分担金による収入	6,781
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 300,839
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための の企業債による収入	334,500
建設改良費等の財源に充てるための の企業債の償還による支出	△ 839,642
その他の企業債による収入	294,300
その他の企業債の償還による支出	△ 149,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 360,142
資金増加額	△ 129,587
資金期首残高	976,185
資金期末残高	846,598

給 与 費 明 細 書

1 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	(4) 11		48,131	29,824	77,955	14,716	92,671
補正前	(4) 11		48,131	29,364	77,495	14,716	92,211
比 較	(0) 0		0	460	460	0	460

※()は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務
	補正後	3,670
	補正前	3,210
	比 較	460

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	(2) 11		44,776	29,433	74,209	14,436	88,645
補正前	(2) 11		44,776	28,973	73,749	14,436	88,185
比 較	(0) 0		0	460	460	0	460

※()は短時間勤務職員について外書きしています

手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務
	補正後	3,670
	補正前	3,210
	比 較	460

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
	千円		千円		
手 当	460	その他の増減分	460		

議第13号

見附市こども・子育てどまんなか条例の制定について

見附市こども・子育てどまんなか条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

見附市こども・子育てどまんなか条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 地域社会等の役割（第4条―第8条）

第3章 こども・子育てを支える環境づくり（第9条―第14条）

第4章 こども・子育てを支える施策の推進（第15条―第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

全てのこどもは、見附市の明日への活力と喜びにつながる地域の宝であり、一人ひとりが様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえのない存在です。

こどもは、おとなと同様に権利の主体として尊重され、基本的人権や児童の権利に関する条約の4つの原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」等が保障されなければなりません。また、こども自身がその権利について自覚し、自分の存在に自信と誇りを持つことが大切です。そして、自分の権利が守られることで、全ての人の権利が自分と同じように守られることを理解できるようになります。

おとなは、こどもが権利を保障され、社会の一員として自分の意見を自由に表明することができる存在であることを理解し、こどもに伝えていくことが必要です。こどもの権利について、こども自身を含めて、市民全員が共通認識を持つことが大

切です。そして、こどもを独立した権利の主体として尊重し、その意見を受けとめ、大切にし、こどもにとって何が最も良いことなのかを考え、自立に向けて成長を支えていくために、こどもに関する取組や施策を強く進めていく必要があります。

見附市ではこれまでも、学校と家庭、地域の連携を強化し、地域の人材と資源を活かして教育の質の向上を図る「共創郷育」の理念のもとで、おとなが総がかりでこどもの育ちを支える取組を推進してきました。

改めて、こどもの権利や子育て支援の基本理念を示すことで、市民全員が子育てへの関心をさらに高め、こども・子育てを社会の「どまんなか」におきながら、保護者、行政はもとより、地域、事業者等社会全体でこどもや子育てを支え、こどもが「見附市に育ってよかった」と誇りを持ち、子育て世代が「見附市に住みたい、住んでよかった」と思えるまちの実現を目指して条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育てを応援するための基本理念を定め、市、保護者、市民、学校等及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども・子育て支援施策の基本となる事項を定めることにより、こども・子育て支援に関する施策を総合的に推進し、もって「みんなで子育て こどもどまんなか 笑顔かがやくまちみつけ」の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいい、こども・子育て支援施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとします。
- (2) 保護者 父母等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいいます。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内に住む者、市内で働き又は学ぶ者をいいます。
- (4) 学校等 学校、保育園、認定こども園、その他児童福祉施設等の施設を

いいます。

- (5) 事業者 市内に事務所を有し、又は市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

(基本理念)

第3条 こども・子育て支援施策は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

- (1) 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにする等、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法（令和4年法律第77号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の精神にのっとり、こどもの有する権利を尊重し、擁護すること。
- (2) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保し、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること。
- (3) 希望する誰もが安心してこどもを生み育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を確保すること。
- (4) 市、保護者、市民、学校等及び事業者が、それぞれの役割を認識し、こども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携・協働して行うこと。

第2章 地域社会等の役割

(市の役割)

第4条 市は、こども・子育て支援に関する総合的な施策を実施します。

- 2 市は、保護者、市民、学校等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、こどもの権利について理解し、家庭がこどもの心身の成長や人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、こどもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めるものとします。

2 保護者は、こどもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけることができるように、年齢及び成長に応じて、愛情をもって子育てするよう努めるものとしします。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域のこどもに関心を持ち、地域においてこどもと積極的に交流し、地域との関わりの中で健やかに育つ環境づくりに努めるものとしします。

2 市民は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育てを応援するよう努めるものとしします。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、こどもが集団生活及びその他の活動を通じて、自分の権利及び他人の権利を尊重することを学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体等が調和した生きる力を身に付けることができるよう努めるものとしします。

2 学校等は、こどもと地域とのつながりの拠点の一つとして、家庭及び地域と積極的に交流・協働するよう努めるものとしします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとしします。

2 事業者は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育てを応援するよう努めるものとしします。

第3章 こども・子育てを支える環境づくり

(こどもが健やかに育つための支援)

第9条 市は、こどもが健やかに育つための支援を行うとともに、保護者、市民、学校等、事業者、国、県及びその他関係機関と連携・協働し、次に掲げる施策を実施するものとしします。

(1) こどもが自然や文化、地域社会との関わりの中で様々な経験や多世代との交流ができる機会の提供

(2) 犯罪、交通事故その他こどもの健全な成長を阻害する危険等からこどもを守り、こどもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境の整備

(3) こどもが遊び、学び、活動できる居場所や施設の整備

(保護者や子育て家庭への支援)

第10条 市は、市民、学校等、事業者、国、県及びその他関係機関と連携・協働し、保護者が安心して子育てをすることができるようニーズに応じた幅広い支援を行います。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている保護者や家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行います。

3 市は、働く保護者が子育てと仕事の両立ができるよう、保育サービス等の充実や、事業者に対して、子育てとの調和のとれた働き方等の啓発を図ります。

(支援を必要とする子どもへの支援)

第11条 市は、障がい、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした支援を必要とする子どもに対し、子どもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行います。

2 市は、虐待、いじめ等の防止、早期発見及び迅速な対応に必要な施策を行います。

(相談体制)

第12条 市は、子ども及び保護者が抱える様々な悩みに対して、安心して相談できる相談支援体制の充実を図ります。

(子どもの社会参加)

第13条 市は、市の施策について子どもが意見を表明することができるようにする等、子どもが社会参加をする場や機会を設けるものとします。

(切れ目のない支援)

第14条 市は、市民が安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つことができるよう、結婚、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階や状況に応じて、必要な施策を実施します。

第4章 子ども・子育てを支える施策の推進

(計画の策定)

第15条 市は、子ども・子育て支援施策についての計画（以下「計画」という。）を策定します。

2 市は、計画の策定に当たっては、子ども及び保護者その他の関係者の幅広い意

見を聴くとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講じます。

(実施状況の評価)

第16条 市は、計画の適正な進行管理を行うため、施策の実施状況を評価し、その結果に基づき必要な措置を講じます。

(推進体制の整備)

第17条 市は、計画に基づく施策の総合的な推進及び調整を図るため、必要な体制を整備します。

(財政上の措置)

第18条 市は、こども・子育て支援施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(広報及び啓発)

第19条 市は、こども・子育て支援について、こども、保護者、市民、学校等及び事業者の関心や理解を深めるため、広く広報及び啓発を行います。

第5章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行します。

議第14号

見附駅駐車場条例の制定について

見附駅駐車場条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

見附駅駐車場条例

(目的及び設置)

第1条 見附駅利用者の送迎に寄与するため、見附駅駐車場を設置する。

(位置)

第2条 見附駅駐車場(以下「駐車場」という。)の位置は、次のとおりとする。

位置 見附市本所2丁目12番3号

(供用時間及び利用時間)

第3条 駐車場の供用時間は終日とする。

2 駐車場の利用時間は、入場から30分以内とする。ただし、この利用時間によらず利用できるとして市長が認める区画(以下「コインパーキング」という。)を利用するとき及び市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車できる自動車の範囲)

第4条 駐車できる自動車の種類は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)

第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、積載物を含め、長さ5メートル以下、幅2メートル以下、重量2.2トン以下のものとする。

(使用料)

第5条 市長は、コインパーキングを利用した者から別表に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- (2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車させるとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第11条の規定によりコインパーキングの全部又は一部の供用を休止したとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用を拒否することができる。

- (1) 引火性又は発火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設及び自動車を損傷するおそれのあるとき。
- (3) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。

(禁止行為)

第9条 駐車場を利用した者（以下「利用者」という。）は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設又は設備を汚染し、又は損傷すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第10条 駐車場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者が第三者に損害を与えたときは、利用者がその責めを負わなければならない。

3 天災、火災、盗難その他市長の責めに帰さない理由によって利用者が被った損

害に対しては、市長は、その責めを負わない。

(休止)

第11条 市長は、駐車場の整備、補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、市長は、当該駐車場の見やすい箇所にその旨を提示するものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第13条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

利用時間	使用料
24時間まで	500円
24時間を超える場合	24時間までごとに500円

議題 15号

見附駅交流施設条例の制定について

見附駅交流施設条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

見附駅交流施設条例

(目的及び設置)

第1条 地域住民の交流と賑わいの創出及び駅周辺の利便性向上を図り、福祉の増進に寄与することを目的として、見附駅交流施設（以下「駅交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駅交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 見附駅交流施設

位置 見附市本所2丁目4番41号

(事業)

第3条 駅交流施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり活動及び市民活動の総合的支援
- (2) 市民交流の促進
- (3) まちの総合的な情報提供
- (4) 交通結節点としての駅周辺地域の利便性向上に資する事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

(開館時間等)

第4条 駅交流施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(入場の制限)

第5条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場

を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号のほか、管理上支障があると認められる者
- (4) その他設置目的に反すると認めるとき。

(使用の許可)

第6条 別表に掲げる区分を独占して使用しようとする者及び許可を受けた事項を変更しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取消し、又は使用を制限若しくは停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 前条第2項各号の規定に該当するに至ったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 災害その他の事故により駅交流施設が使用できなくなったとき。

(使用料)

第8条 使用の許可を受けた者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により駅交流施設の施設、設備、器具等を破損又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表 (第7条関係)

区分	使用単位	使用料
プレイスペース (40㎡)	1時間	400円

備考

- 1 市内に住所を有しない者(団体及び法人にあってはその事務所等を市内に有しない者)が使用する場合は、この表に定める使用料(以下「基本使用料」という。)の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 営利又は営業上の目的で使用する場合は、基本使用料(備考第1項の適用を受けるときは、その規定により算出した額)の100パーセントに相当する額を加算する。
- 3 夏季(7月1日から8月31日まで)、冬季(12月1日から翌年の3月31日まで)及び前記期間以外で冷暖房設備を使用する場合は、基本使用料(備考第1項及び第2項の適用を受けるときは、その規定により算出した額)30パーセントに相当する額を加算する。
- 4 使用単位には準備及び後片付け等の時間も含めて算定する。
- 5 使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 6 継続して施設を占有する場合や、設備や物件を据え付けたりする場合は、この表によらず、見附市行政財産の目的外使用条例(昭和55年見附市条例第3号)により使用料を算出する。

議第16号

見附市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

見附市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

見附市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

見附市道路占用料徴収条例（昭和35年見附市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「昭和43年見附市条例第46号」を「平成15年見附市条例第11号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占有物件		占有料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	590
	第2種電柱	1年	900
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		530
	第2種電話柱		840
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		53
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メー
	地下に設ける電線その他の線類	トルにつき	3
	1年		

	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	510
	地下に設ける変圧器	占有面積1 平方メート ルにつき 1年	320
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき 1年	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		440
	広告塔	表示面積1 平方メート ルにつき 1年	1,900
	その他のもの	占有面積1 平方メート ルにつき 1年	1,100
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの		32
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの		47
	外径が0.15メートル以上0.2 メートル未満のもの		63
	外径が0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの		95
	外径が0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの		130
	外径が0.4メートル以上0.7メ ートル未満のもの		220

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				320
	外径が1メートル以上のもの				630
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3
			その他のもの		11
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	840
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	530
			地下に設けるもの		320
		その他のもの			1,100
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占有面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの	平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額

		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			940
	地下に設ける通路			560
	その他のもの			1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	190
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	標識		1本につき1年	840
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19
その他のもの		1本につき1月	190	

	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
		その他のもの		940
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
政令第7条第3号に掲げる施設			平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	190
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			平方メートルにつき1月	110
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		1年	Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額

		階数が2のもの	Aに0.006 を乗じて得た 額
		階数が3以上のもの	Aに0.007 を乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.025 を乗じて得た 額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015 を乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.011 を乗じて得た 額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022 を乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.011 を乗じて得た 額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015 を乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて得た 額

政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025 を乗じて得た 額
政令第7条第 13号に掲げ る施設	トンネルの上又は自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面下に 設けるもの	Aに0.015 を乗じて得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た 額
備考		
<p>1 金額の単位は、円とする。</p> <p>2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>6 Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結</p>		

路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により市に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。

7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の見附市道路占用料徴収条例別表の規定は、施行日以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

議第17号

見附市給水条例の一部を改正する条例の制定について

見附市給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

見附市給水条例の一部を改正する条例

見附市給水条例（平成10年見附市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第37条第2項ただし書及び第40条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第18号

見附市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

見附市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

見附市介護保険条例の一部を改正する条例

見附市介護保険条例（平成12年見附市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「35,400円」を「32,200円」に改め、同項第2号中「53,100円」を「48,400円」に改め、同項第3号中「53,100円」を「48,800円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 134,500円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 148,600円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 162,800円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 169,900円

第7条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,200円」を「20,100円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,200円」を「20,100円」に、「35,400円」を「34,300円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,200円」を「20,100円」に、「49,500円」を「48,400円」に改める。

第9条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第8号」を「同項第1号

から第12号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の見附市介護保険条例第7条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第19号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年見附市条例第3号）の一部を次のように改める。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の8」に改める。

（見附市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 見附市病院事業の設置等に関する条例（平成2年見附市条例第1号）の一部を次のように改める。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（見附市監査委員条例の一部改正）

第3条 見附市監査委員条例（平成3年見附市条例第27号）の一部を次のように改める。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

（見附市下水道事業の設置等に関する条例及び見附市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第4条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(1) 見附市下水道事業の設置等に関する条例（平成24年見附市条例第30号）第7条

(2) 見附市水道事業の設置等に関する条例（平成25年見附市条例第16号）第6条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第20号

見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年見附市条例
第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「36万8,800円」を「36万9,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の見附市病院事業職員の給与の種類及
び基準に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議第21号

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年見附市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第1項中「死亡したものを除く。」の次に「以下この条及び次条第1項において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第14条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第24条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第23条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、「均衡」を「権衡」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「そ

れぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第24条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附則に次の1項を加える。

（勤勉手当に関する特例）

- 4 第14条の2第1項及び第23条の2第1項の規定により準用する給与条例第24条第2項第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」とする。

（見附市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 第2条 見附市職員の育児休業等に関する条例（平成4年見附市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

（見附市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 第3条 見附市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年見附市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「、第12条の2及び第14条」を「及び第12条の2」に改め、同条第2項中「、第14条」を削る。

（見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 第4条 見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年見附市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「、第18条及び第20条」を「及び第18条」に改め、同条第2項中「、第20条」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 2 2 号

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日提出

見附市長 稲 田 亮

見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (6) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 (その 1) に次のように加える。

1 9	市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-----	----	-----------------------------------

別表第 1 (その 2) に次のように加える。

4	教育委員会	子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5	教育委員会	妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

6	教育委員会	不育症治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	教育委員会	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（その1）中「住民基本台帳法」の次に「（昭和42年法律第81号）」を加え、同表に次のように加える。

43	市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 国民健康保険給付関係情報 (4) 後期高齢者医療保険給付関係情報 (5) 生活保護関係情報 (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報
----	----	-----------------------------------	--

別表第2（その2）に次のように加える。

3	教育委員会	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	子どもに対する医療費の助成に関する情報
4	教育委員会	子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する情報
5	教育委員会	妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもに対する医療費の助成に関する情報 (2) ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する情報

別表第3（その2）中

10	教育委員会	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報
----	-------	--	----	----------------------------

」を

10	教育委員会	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 特別児童扶養手当関係情報 (4) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報 (6) 国民健康保険給付関係情報 (7) 後期高齢者医療保険給付関係情報 (8) 生活保護関係情報
----	-------	--	----	---

				(9) 重度の障害者に対する医療費の助成に関する情報
--	--	--	--	----------------------------

」に

改め、同表に次のように加える。

16	教育委員会	子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 国民健康保険給付関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 重度の障害者に対する医療費の助成に関する情報
17	教育委員課 会	妊産婦に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 国民健康保険給付関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 重度の障害者に対する医療費の助成に関する情報
18	教育委員課 会	不育症治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 国民健康保険給付関係情報
19	教育委員課 会	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 住民票関係情報 (2) 国民健康保険給付関係情報

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

議第 2 3 号

令和 5 年度 見附市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 5 年度見附市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9, 7 6 9, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 1 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	4,703,300	109,169	4,812,469
	1 地方交付税	4,703,300	109,169	4,812,469
12	分担金及び負担金	78,615	△7,398	71,217
	1 負担金	78,615	△7,398	71,217
14	国庫支出金	3,562,938	94,714	3,657,652
	1 国庫負担金	1,768,161	6,146	1,774,307
	2 国庫補助金	1,785,347	88,568	1,873,915
15	県支出金	1,434,818	5,355	1,440,173
	1 県負担金	794,097	7,992	802,089
	2 県補助金	449,977	△2,637	447,340
16	財産収入	55,889	13,563	69,452
	1 財産運用収入	44,898	13,563	58,461
17	寄附金	156,663	754	157,417
	1 寄附金	156,663	754	157,417
18	繰入金	1,270,710	22,573	1,293,283
	2 基金繰入金	1,209,410	22,573	1,231,983
20	諸収入	203,388	△15,687	187,701
	3 貸付金元利収入	55,322	△16,700	38,622
	4 雑入	143,044	1,013	144,057
21	市債	765,400	296,957	1,062,357
	1 市債	765,400	296,957	1,062,357
	歳 入 合 計	19,249,000	520,000	19,769,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	2,759,597	86,412	2,846,009
	1 総務管理費	2,426,962	83,486	2,510,448
	3 戸籍住民基本台帳費	100,479	2,926	103,405
3	民生費	7,377,747	△14,846	7,362,901
	1 社会福祉費	3,654,021	△37,700	3,616,321
	2 児童福祉費	3,450,914	22,854	3,473,768
4	衛生費	1,850,779	31,550	1,882,329
	1 保健衛生費	1,205,019	39,550	1,244,569
	2 清掃費	645,760	△8,000	637,760
5	労働費	33,762	550	34,312
	1 労働諸費	33,762	550	34,312
6	農林水産業費	561,992	△39,180	522,812
	1 農業費	543,108	△39,180	503,928
7	商工費	251,401	△25,200	226,201
	1 商工費	251,401	△25,200	226,201
8	土木費	2,167,935	△17,500	2,150,435
	2 道路橋りょう費	794,875	△20,900	773,975
	3 都市計画費	1,211,106	3,400	1,214,506
9	消防費	647,316	2,735	650,051
	1 消防費	644,416	2,735	647,151
10	教育費	1,625,289	495,479	2,120,768
	1 教育総務費	263,313	754	264,067
	2 小学校費	324,237	493,973	818,210
	3 中学校費	178,158	△4,419	173,739
	5 社会教育費	375,376	900	376,276
	6 保健体育費	461,735	4,271	466,006
歳 出 合 計		19,249,000	520,000	19,769,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	情報管理一般経費	千円 15,863
		文化ホール施設管理費	2,760
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報電算処理事務費	8,580
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割世帯緊急支援臨時給付金給付事業	20,120
		職員給与費（臨時給付金関連）	100
		低所得者世帯等子育て応援臨時給付金給付事業	1,003
	2 児童福祉費	公立保育所運営事業	329
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,534
		職員給与費（新型コロナ関連）	400
7 商工費	1 商工費	その他商工業振興事業	1,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	今町田井線整備事業	7,800
		今町田井線（第2工区）整備事業	10,000
		橋りょう維持費	8,000
	3 都市計画費	見附駅周辺整備事業	77,300
		都市計画総務一般経費	1,000
	4 住宅費	住宅取得助成事業	10,200
住宅管理費		19,200	
10 教育費	2 小学校費	小学校施設管理費	495,093
11 災害復旧費	3 教育施設災害復旧費	教育施設災害復旧事業	9,146
	4 その他施設災害復旧費	総務管理施設復旧事業	4,167
合 計			694,595

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
預貯金調査電子照会手数料	令和5年度から 令和6年度まで	185千円

第4表 地方債補正
追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
最終処分場施設整備事業	千円 3,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び新潟県資金については、その融通条件により、銀行その他の資金についてはその融通条件又は協定による。ただし、財政等の都合により繰上償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債への借換えができるものとする。その他事業の進捗状況等により前借りをすることができるものとする。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方法
県営かんがい排水整備事業	千円 23,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び新潟県資金については、その融通条件により、銀行その他の資金についてはその融通条件又は協定による。ただし、財政等の都合により繰上償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債への借換えができるものとする。その他事業の進捗状況等により前借りをすることができるものとする。	千円 19,400	変更なし	変更なし	変更なし
道路等整備事業	172,600				142,800			
消防施設整備事業	54,900				59,600			
学校施設整備事業	42,600				428,600			

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,759,597	86,412	2,846,009
3 民生費	7,377,747	△14,846	7,362,901
4 衛生費	1,850,779	31,550	1,882,329
5 労働費	33,762	550	34,312
6 農林水産業費	561,992	△39,180	522,812
7 商工費	251,401	△25,200	226,201
8 土木費	2,167,935	△17,500	2,150,435
9 消防費	647,316	2,735	650,051
10 教育費	1,625,289	495,479	2,120,768
歳 出 合 計	19,249,000	520,000	19,769,000

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
10		地方交付税	4,703,300	109,169	4,812,469
	1	地方交付税	4,703,300	109,169	4,812,469
	1	地方交付税	4,703,300	109,169	4,812,469
12		分担金及び負担金	78,615	△ 7,398	71,217
	1	負担金	78,615	△ 7,398	71,217
	1	民生費負担金	43,449	△ 628	42,821
	2	衛生費負担金	4,669	110	4,779
	3	農林水産業費負担金	22,350	△ 6,880	15,470
14		国庫支出金	3,562,938	94,714	3,657,652
	1	国庫負担金	1,768,161	6,146	1,774,307
	1	民生費国庫負担金	1,649,670	6,146	1,655,816
	2	国庫補助金	1,785,347	88,568	1,873,915
	1	総務費国庫補助金	778,082	2,926	781,008
	3	衛生費国庫補助金	55,575	△ 500	55,075
	4	土木費国庫補助金	295,480	△ 28,160	267,320
	6	教育費国庫補助金	13,576	119,642	133,218
	11	農林水産業費国庫補助金	6,640	△ 5,340	1,300
15		県支出金	1,434,818	5,355	1,440,173

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	109,169	1 普通交付税	109,169
1 社会福祉費負担金	△ 628	1 養護老人ホーム入所者措置費負担金	△ 628
1 保健衛生費負担金	110	1 養育医療給付費負担金	110
1 農業費負担金	△ 6,880	1 基幹水利施設管理事業負担金 2 省エネルギー化推進対策事業負担金	△ 7,980 1,100
1 社会福祉費負担金	1,750	1 障害者医療費国庫負担金	1,750
3 児童福祉費負担金	17,621	1 子どものための教育・保育給付費負担金	17,621
4 児童手当費負担金	△ 10,558	1 被用者3歳未満手当負担金 2 被用者3歳以上・非被用者手当負担金 3 特例給付負担金	△ 6,660 △ 4,235 337
5 児童扶養手当費負担金	△ 2,667	1 児童扶養手当負担金	△ 2,667
1 総務管理費補助金	2,926	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(戸籍事務)	2,926
1 保健衛生費補助金	△ 500	1 風しん追加対策事業補助金	△ 500
1 道路橋りょう費補助金	△ 29,860	1 社会資本整備総合交付金 2 道路メンテナンス事業補助金	△ 23,301 △ 6,559
2 都市計画費補助金	1,700	1 都市構造再編集集中支援事業交付金	1,700
2 小中学校費補助金	119,642	1 学校施設環境改善交付金	119,642
1 農林水産業費補助金	△ 5,340	1 省エネルギー化推進対策事業補助金	△ 5,340

10款 地方交付税 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金 15款 県支出金

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	1	県負担金	794,097	7,992	802,089
	1	民生費県負担金	786,543	7,992	794,535
	2	県補助金	449,977	△ 2,637	447,340
	1	総務費県補助金	9,569	500	10,069
	2	民生費県補助金	201,084	1,900	202,984
	4	農林水産業費県補助金	185,229	△ 5,037	180,192
	16	財産収入	55,889	13,563	69,452
	1	財産運用収入	44,898	13,563	58,461
	2	利子及び配当金	2,283	13,138	15,421
	3	基金運用収入	811	425	1,236
	17	寄附金	156,663	754	157,417
	1	寄附金	156,663	754	157,417
	5	教育費寄附金	301	754	1,055
	18	繰入金	1,270,710	22,573	1,293,283
	2	基金繰入金	1,209,410	22,573	1,231,983
	1	財政調整基金繰入金	783,512	22,573	806,085
	20	諸収入	203,388	△ 15,687	187,701
	3	貸付金元利収入	55,322	△ 16,700	38,622
	3	商工費貸付金元利収入	49,802	△ 16,700	33,102

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	875	1 障害者医療費県費負担金	875
3 児童福祉費負担金	8,810	1 子どものための教育・保育給付費負担金	8,810
4 児童手当費負担金	△ 1,693	1 被用者3歳未満手当負担金 2 被用者3歳以上・非被用者手当負担金 3 特例給付負担金	△ 720 △ 1,057 84
1 総務管理費補助金	500	1 移住支援事業補助金 2 地域少子化対策重点推進補助金 3 結婚新生活支援事業連携推進補助金	△ 2,250 2,200 550
1 社会福祉費補助金	1,900	1 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金	1,900
1 農業費補助金	△ 5,037	1 基幹水利施設管理事業補助金 2 新潟県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金	△ 4,237 △ 800
1 利子及び配当金	13,138	1 株式配当収入	13,138
2 財政調整基金収入	424	1 預金等利子収入	424
11 防災まちづくり基金収入	1	1 預金等利子収入	1
1 教育費寄附金	754	1 教育費寄附金	754
1 財政調整基金繰入金	22,573	1 財政調整基金繰入金	22,573
1 地方産業育成資金貸付金元利収入	△ 3,000	1 地方産業育成資金貸付金	△ 3,000

15款 県支出金 16款 財産収入 17款 寄附金 18款 繰入金 20款 諸収入

(款) 20 諸収入
(項) 3 貸付金元利収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	4	雑入	143,044	1,013	144,057
	4	雑入	142,632	1,013	143,645
21		市債	765,400	296,957	1,062,357
	1	市債	765,400	296,957	1,062,357
	3	衛生債	97,600	△ 5,300	92,300
	4	農林水産業債	46,400	△ 4,500	41,900
	6	土木債	264,000	△ 50,300	213,700
	8	教育債	67,300	377,900	445,200
	9	臨時財政対策債	107,000	△ 20,843	86,157

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 不況対策緊急融資貸付金元利収入	△ 8,700	1 不況対策緊急融資貸付金	△ 8,700
7 工場建設資金貸付金元利収入	△ 5,000	1 工場建設資金貸付金	△ 5,000
1 総務費雑入	435	1 自動車損害共済災害共済金等	435
2 民生費雑入	578	1 障害者自立支援給付費負担金返還金（過年度分）	578
1 保健衛生債	△ 8,600	1 公共施設等適正管理推進事業債（健康福祉課） 2 社会福祉整備事業債（健康福祉課）	△ 15,500 6,900
2 清掃債	3,300	1 一般廃棄物処理事業債（都市環境課）	3,300
1 農業債	△ 4,500	1 一般公共事業債（農林創生課）	△ 4,500
1 道路橋りょう債	△ 27,800	1 一般公共事業債（建設課） 2 地方道路等整備事業債（建設課） 3 一般単独事業債（建設課） 4 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（都市環境課）	△ 15,700 △ 14,300 200 2,000
2 都市計画債	△ 22,500	1 一般公共事業債（都市環境課）	△ 22,500
1 小学校債	377,900	1 学校教育施設等整備事業債（教育総務課）	377,900
1 臨時財政対策債	△ 20,843	1 臨時財政対策債	△ 20,843

20款 諸収入 21款 市債

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	2,759,597	86,412	2,846,009	3,850	82,562
	1	総務管理費	2,426,962	83,486	2,510,448	924	82,562
	1	一般管理費	703,296	38,869	742,165		38,869
	3	財政会計管理費	514,970	45,426	560,396	その他 424	45,002
	5	企画費	154,627	△ 9,300	145,327	県支出金 500	△ 9,800
	13	文化ホール費	149,164	8,491	157,655		8,491
	3	戸籍住民基本台帳費	100,479	2,926	103,405	2,926	
	1	戸籍住民基本台帳費	100,479	2,926	103,405	国庫支出金 2,926	
3		民生費	7,377,747	△ 14,846	7,362,901	15,410	△ 30,256
	1	社会福祉費	3,654,021	△ 37,700	3,616,321	3,897	△ 41,597
	1	社会福祉総務費	1,676,998	7,300	1,684,298	国庫支出金 1,750 県支出金 2,775	2,775
	2	老人福祉費	1,443,913	△ 45,000	1,398,913		△ 44,372

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	38,869	1 職員給与費 職員手当	38,869 38,869
24 積立金	45,426	1 財政調整基金 積立金	424 424
		2 減債基金 積立金	45,002 45,002
12 委託料	△ 9,600	1 定住促進対策事業 補助金	△ 3,000 △ 3,000
18 負担金補助 及び交付金	300	移住支援事業補助金	△ 3,000
		2 地域力創造事業 委託料	△ 9,600 △ 9,600
		地域課題解決ソーシャルベンチャー事業企画・運營業務委託料	△ 9,600
		3 結婚新生活支援事業 補助金	3,300 3,300
		結婚新生活支援補助金	3,300
12 委託料	8,491	1 文化ホール施設管理費 委託料	8,491 8,491
		指定管理施設管理委託料	8,491
12 委託料	2,926	1 戸籍情報電算処理事務費 委託料	2,926 2,926
		戸籍システム・ソフト保守委託料	2,926
19 扶助費	7,300	1 障害者自立支援医療給付事業 扶助費	3,500 3,500
		自立支援医療給付費	3,500
		2 ひとり親家庭等医療給付事業 扶助費	3,800 3,800
		医療給付費	3,800
19 扶助費	△ 20,000	1 老人保護措置費 扶助費	△ 20,000 △ 20,000

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
						その他 △ 628	
	2	児童福祉費	3,450,914	22,854	3,473,768	11,513	11,341
	2	児童措置費	2,225,177	44,054	2,269,231	国庫支出金 17,621 県支出金 8,810	17,623
	4	児童手当費	551,731	△ 13,200	538,531	国庫支出金 △ 10,558 県支出金 △ 1,693	△ 949
	5	児童扶養手当費	120,140	△ 8,000	112,140	国庫支出金 △ 2,667	△ 5,333
4		衛生費	1,850,779	31,550	1,882,329	△ 5,690	37,240
	1	保健衛生費	1,205,019	39,550	1,244,569	△ 8,990	48,540
	1	保健衛生総務費	487,519	33,000	520,519		33,000
	2	保健事業費	156,858	△ 3,000	153,858		△ 3,000
	3	予防費	274,339	△ 3,000	271,339	国庫支出金 △ 500	△ 2,500
	4	母子衛生費	197,812	12,550	210,362		12,440

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
27 繰出金	△ 25,000	老人保護措置費 △ 20,000 2 介護保険事業特別会計繰出金 △ 25,000 繰出金 △ 25,000
12 委託料	8,393	1 私立保育所運営事業 8,393 委託料 8,393
18 負担金補助 及び交付金	35,661	私立保育所児童委託料 8,393 2 認定こども園・小規模保育施設運営事業 35,661 負担金 35,661 認定こども園・小規模保育施設施設型給付費負担金 35,661
19 扶助費	△ 13,200	1 児童手当等交付事業 △ 13,200 扶助費 △ 13,200 被用者3歳未満手当 △ 7,875 被用者3歳以上・非被用者手当 △ 5,830 特例給付 505
19 扶助費	△ 8,000	1 児童扶養手当等交付事業 △ 8,000 扶助費 △ 8,000 児童扶養手当 △ 8,000
27 繰出金	33,000	1 病院事業会計繰出金 33,000 繰出金 33,000
12 委託料	△ 3,000	1 がん対策事業 △ 3,000 委託料 △ 3,000 検診委託料 △ 3,000
10 需用費	4,000	1 感染症予防事業 △ 4,000 委託料 △ 4,000
12 委託料	△ 7,000	予防接種委託料 △ 3,000 抗体検査委託料 △ 1,000 2 子どもの感染症予防事業 1,000 消耗品費 4,000 委託料 △ 3,000 予防接種委託料 △ 3,000
12 委託料	△ 3,300	1 子どもの医療費助成事業 15,400 委託料 400

3 款 民生費 4 款 衛生費

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
						その他 110	
	2	清掃費	645,760	△ 8,000	637,760	3,300	△ 11,300
	2	ごみ処理費	514,468	△ 8,000	506,468	地方債 3,300	△ 11,300
5		労働費	33,762	550	34,312		550
	1	労働諸費	33,762	550	34,312		550
	2	勤労者家庭支援施設費	19,662	550	20,212		550
6		農林水産業費	561,992	△ 39,180	522,812	△ 21,757	△ 17,423
	1	農業費	543,108	△ 39,180	503,928	△ 21,757	△ 17,423
	3	農業振興費	103,584	△ 4,873	98,711		△ 4,873
	4	農地費	337,155	△ 34,307	302,848	国庫支出金 △ 5,340 県支出金 △ 5,037 地方債 △ 4,500 その他 △ 6,880	△ 12,550

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 扶助費	15,850	医療費審査委託料 扶助費 医療給付費	400 15,000 15,000
		2 妊産婦健康診査料助成事業 委託料 妊産婦健康診査委託料	 △ 3,700 △ 3,700 △ 3,700
		3 養育医療給付事業 扶助費 未熟児養育医療給付費	 850 850 850
12 委託料	△ 8,000	1 ごみ処理費 委託料 指定ごみ袋等製作委託料	 △ 8,000 △ 8,000 △ 8,000
12 委託料	550	1 勤労者家庭支援施設管理費 委託料 指定管理施設管理委託料	 550 550 550
10 需用費	△ 4,873	1 道の駅管理費 修繕料 備品修繕料	 △ 4,873 △ 4,873 △ 4,873
12 委託料	△ 12,217	1 基幹水利施設管理事業 委託料 施設管理業務委託料	 △ 12,217 △ 12,217 △ 12,217
18 負担金補助 及び交付金	△ 22,090	2 県営かんがい排水整備事業 負担金 県営かんがい排水整備事業負担金	 △ 17,050 △ 17,050 △ 17,050
		3 省エネルギー化対策推進事業 補助金 見附市農業水利施設省エネルギー化推進対策事業補助金	 △ 5,040 △ 5,040 △ 5,040

4 款 衛生費 5 款 労働費 6 款 農林水産業費

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7		商工費	251,401	△ 25,200	226,201	△ 16,700	△ 8,500
	1	商工費	251,401	△ 25,200	226,201	△ 16,700	△ 8,500
	2	商工業振興費	131,005	△ 25,200	105,805	その他 △ 16,700	△ 8,500
8		土木費	2,167,935	△ 17,500	2,150,435	△ 54,591	37,091
	2	道路橋りょう費	794,875	△ 20,900	773,975	△ 35,791	14,891
	4	地方道事業費	138,132	△ 12,700	125,432	国庫支出金 △ 6,946 地方債 △ 16,000	10,246
	5	交通安全施設費	79,383	△ 3,200	76,183	国庫支出金 286 地方債 △ 1,700	△ 1,786
	7	橋りょう維持費	34,810	△ 5,000	29,810	国庫支出金 △ 5,531 地方債 △ 5,900	6,431
	3	都市計画費	1,211,106	3,400	1,214,506	△ 18,800	22,200
	1	都市計画総務費	213,324	3,400	216,724	国庫支出金 1,700 地方債 △ 20,500	22,200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	△ 8,500	1 まちなか賑わい支援事業 補助金	△ 8,500 △ 8,500
20 貸付金	△ 16,700	まちなか賑わい事業補助金	△ 8,500
		2 制度融資事業 貸付金	△ 16,700 △ 16,700
		地方産業育成資金貸付金	△ 3,000
		不況対策緊急融資貸付金	△ 8,700
		工場建設資金貸付金	△ 5,000
12 委託料	△ 5,000	1 細越嶺崎線整備事業 土地購入費	△ 7,700 △ 2,400
16 公有財産購 入費	△ 2,400	用地買収費	△ 2,400
21 補償補填及 び賠償金	△ 5,300	補償金	△ 5,300
		物件補償料	△ 5,300
		2 今町田井線（第2工区）整備事業 委託料	△ 5,000 △ 5,000
		測量設計委託料	△ 5,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 3,200	1 交通安全施設費 補助金	△ 3,200 △ 3,200
		防犯灯更新費補助金	△ 3,200
14 工事請負費	△ 5,000	1 橋りょう維持費 工事請負費	△ 5,000 △ 5,000
		橋梁修繕工事費	△ 5,000
12 委託料	3,400	1 見附駅周辺整備事業 委託料	3,400 3,400
		地域公共交通計画更新委託料	3,400

7 款 商工費 8 款 土木費

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		消防費	647,316	2,735	650,051	1	2,734
	1	消防費	644,416	2,735	647,151	1	2,734
	3	消防施設費	58,780	2,734	61,514		2,734
	5	防災費	24,960	1	24,961	その他 1	
10		教育費	1,625,289	495,479	2,120,768	497,977	△ 2,498
	1	教育総務費	263,313	754	264,067		754
	2	事務局費	119,429	754	120,183		754
	2	小学校費	324,237	493,973	818,210	497,977	△ 4,004
	1	学校管理費	243,395	498,380	741,775	国庫支出金 119,642 地方債 377,900 その他 435	403
	2	教育振興費	80,842	△ 4,407	76,435		△ 4,407
	3	中学校費	178,158	△ 4,419	173,739		△ 4,419
	2	教育振興費	65,592	△ 4,419	61,173		△ 4,419
	5	社会教育費	375,376	900	376,276		900
	3	図書館費	74,244	900	75,144		900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	2,734	1 消防施設管理費 負担金 消火栓修繕負担金	2,734 2,734 2,734
24 積立金	1	1 防災まちづくり基金 積立金	1 1
24 積立金	754	1 教育施設建設基金 積立金	754 754
14 工事請負費	498,094	1 小学校施設管理費 工事請負費	498,380 498,094
21 補償補填及 び賠償金	286	小学校校舎改修工事費 賠償金 自動車損害賠償金	498,094 286 286
19 扶助費	△ 4,407	1 小学校就学援助費補助事業 扶助費 要保護及び準要保護児童生徒援助費	△ 4,407 △ 4,407 △ 4,407
19 扶助費	△ 4,419	1 中学校就学援助費補助事業 扶助費 要保護及び準要保護児童生徒援助費	△ 4,419 △ 4,419 △ 4,419
12 委託料	900	1 図書館施設管理費 委託料 指定管理施設管理委託料	900 900 900

9 款 消防費 10 款 教育費

(款) 10 教育費
 (項) 6 保健体育費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	6	保健体育費	461,735	4,271	466,006		4,271
	2	体育施設費	94,854	4,271	99,125		4,271

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
12 委託料	4,271	1 体育施設総合管理費 委託料 指定管理施設管理委託料	4,271 4,271 4,271

10款 教育費

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(361) 300	466,045	1,138,112	956,675	2,560,832	461,656	3,022,488	
補正前	(361) 300	466,045	1,138,112	917,406	2,521,563	461,656	2,983,219	
比 較	(0) 0	0	0	39,269	39,269	0	39,269	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区 分	退 職
		千円
	補 正 後	189,620
	補 正 前	150,351
比 較	39,269	

ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	(9) 300	0	1,138,112	908,080	2,046,192	380,448	2,426,640	
補正前	(9) 300	0	1,138,112	868,811	2,006,923	380,448	2,387,371	
比 較	(0) 0	0	0	39,269	39,269	0	39,269	

※()は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区 分	退 職
		千円
	補 正 後	189,620
	補 正 前	150,351
比 較	39,269	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
	千円		千円	
職員手当	39,269	その他の増減分	39,269	退職手当増分 39,269
				補正後積算人数 19人 補正前積算人数 9人

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する補正調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支出金	地方債	その他	
預貯金調査電子 照会手数料	千円 185		千円	2年 (令和5 ～6年度)	千円 185	千円	千円	千円	千円 185

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額	
			当該年度起債見込額		当該年度中 元金償還見込額	補 正 前	補 正 後
			補 正 前	補 正 後			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	13,818,941	13,479,523	642,500	960,300	970,476	13,151,547	13,469,347
(1)総 務	361,324	394,017	28,600	28,600	38,312	384,305	384,305
(2)民 生	97,922	123,098	78,200	78,200	6,056	195,242	195,242
(3)衛 生	7,025,235	7,061,778	97,600	92,300	151,200	7,008,178	7,002,878
(4)労 働	15,700	15,275	0	0	850	14,425	14,425
(5)農 林 水 産 業	344,615	361,767	46,400	41,900	26,575	381,592	377,092
(6)商 工	279,834	221,487	5,500	5,500	58,348	168,639	168,639
(7)土 木	2,717,055	2,586,841	264,000	213,700	335,713	2,515,128	2,464,828
(8)消 防	296,512	241,323	54,900	54,900	74,305	221,918	221,918
(9)教 育	2,680,744	2,473,937	67,300	445,200	279,117	2,262,120	2,640,020
2. 災害復旧債	36,469	27,906	15,900	15,900	5,239	38,567	38,567
(1)補 助 災 害	25,498	19,719	4,300	4,300	3,602	20,417	20,417
(2)単 独 災 害	10,971	8,187	11,600	11,600	1,637	18,150	18,150
3. そ の 他	7,026,841	6,485,898	107,000	86,157	749,410	5,843,488	5,822,645
(1)減 税 補 て ん 債	37,584	24,594	0	0	10,184	14,410	14,410
(2)臨 時 財 政 対 策 債	6,511,477	6,046,905	107,000	86,157	675,940	5,477,965	5,457,122
(3)退 職 手 当 債	90,685	74,199	0	0	16,486	57,713	57,713
(4)減 収 補 て ん 債	36,095	36,000	0	0	0	36,000	36,000
(5)行 政 改 革 推 進 債	351,000	304,200	0	0	46,800	257,400	257,400
合 計	20,882,251	19,993,327	765,400	1,062,357	1,725,125	19,033,602	19,330,559

議第24号

令和5年度 見附市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度見附市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,643,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月1日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7	繰越金	18,253	150,000	168,253
	1 繰越金	18,253	150,000	168,253
	歳 入 合 計	3,493,200	150,000	3,643,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5	基金積立金	5	150,000	150,005
	1 基金積立金	5	150,000	150,005
	歳 出 合 計	3,493,200	150,000	3,643,200

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金	5	150,000	150,005
歳 出 合 計	3,493,200	150,000	3,643,200

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
		150,000	0
0	0	150,000	0

2 歳 入

(款) 7 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
7		繰越金	18,253	150,000	168,253
	1	繰越金	18,253	150,000	168,253
		1 繰越金	18,253	150,000	168,253

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 繰越金	150,000	1 前年度繰越金	150,000

7 款 繰越金

3 歳 出

(款) 5 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		基金積立金	5	150,000	150,005	150,000	
	1	基金積立金	5	150,000	150,005	150,000	
	1	国民健康保険事業財政調整基金積立金	5	150,000	150,005	その他 150,000	

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積立金	150,000	1 国民健康保険事業財政調整基金積立金 積立金	150,000 150,000

5 款 基金積立金

議第25号

令和5年度 見附市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度見附市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,496,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月1日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3	国庫支出金	1,078,351	△52,372	1,025,979
	1 国庫負担金	745,839	△36,825	709,014
	2 国庫補助金	332,512	△15,547	316,965
4	支払基金交付金	1,175,156	△54,000	1,121,156
	1 支払基金交付金	1,175,156	△54,000	1,121,156
5	県支出金	652,220	△28,175	624,045
	1 県負担金	613,960	△28,175	585,785
7	繰入金	751,500	△80,000	671,500
	1 一般会計繰入金	696,500	△25,000	671,500
	2 基金繰入金	55,000	△55,000	0
8	繰越金	109,046	31,547	140,593
	1 繰越金	109,046	31,547	140,593
	歳 入 合 計	4,679,000	△183,000	4,496,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	保険給付費	4,184,400	△200,000	3,984,400
	1 介護サービス等諸費	3,809,250	△195,000	3,614,250
	2 介護予防サービス等諸費	153,630	△6,000	147,630
	4 高額介護サービス等費	85,800	△2,000	83,800
	6 特定入所者介護サービス等費	120,260	3,000	123,260
3	地域支援事業費	289,154	△4,347	284,807
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	165,344	△4,347	160,997
4	基金積立金	20	21,347	21,367
	1 基金積立金	20	21,347	21,367
	歳 出 合 計	4,679,000	△183,000	4,496,000

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	1,078,351	△ 52,372	1,025,979
1	国庫負担金	745,839	△ 36,825	709,014
1	1 介護給付費負担金	745,839	△ 36,825	709,014
2	国庫補助金	332,512	△ 15,547	316,965
1	1 調整交付金	234,304	△ 11,200	223,104
4	4 保険者機能強化推進交付金	9,482	△ 2,894	6,588
5	5 介護保険保険者努力支援交付金	10,939	△ 1,453	9,486
4	支払基金交付金	1,175,156	△ 54,000	1,121,156
1	1 支払基金交付金	1,175,156	△ 54,000	1,121,156
1	1 介護給付費交付金	1,129,680	△ 54,000	1,075,680
5	県支出金	652,220	△ 28,175	624,045
1	1 県負担金	613,960	△ 28,175	585,785
1	1 介護給付費負担金	613,960	△ 28,175	585,785
7	繰入金	751,500	△ 80,000	671,500
1	1 一般会計繰入金	696,500	△ 25,000	671,500
1	1 介護給付費繰入金	523,000	△ 25,000	498,000
2	2 基金繰入金	55,000	△ 55,000	0
1	1 介護給付費準備基金繰入金	55,000	△ 55,000	0
8	繰越金	109,046	31,547	140,593
1	1 繰越金	109,046	31,547	140,593
1	1 繰越金	109,046	31,547	140,593

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護給付費負担金	△ 36,825	1 介護給付費負担金	△ 36,825
1 調整交付金	△ 11,200	1 調整交付金	△ 11,200
1 保険者機能強化推進交付金	△ 2,894	1 保険者機能強化推進交付金	△ 2,894
1 介護保険保険者努力支援交付金	△ 1,453	1 介護保険保険者努力支援交付金	△ 1,453
1 介護給付費交付金	△ 54,000	1 介護給付費交付金	△ 54,000
1 介護給付費負担金	△ 28,175	1 介護給付費負担金	△ 28,175
1 介護給付費繰入金	△ 25,000	1 介護給付費繰入金	△ 25,000
1 介護給付費準備基金繰入金	△ 55,000	1 介護給付費準備基金繰入金	△ 55,000
1 繰越金	31,547	1 繰越金	31,547

3 款 国庫支出金 4 款 支払基金交付金 5 款 県支出金 7 款 繰入金 8 款 繰越金

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

2	1	款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		保険給付費	4,184,400	△ 200,000	3,984,400	△ 210,200	10,200
	1	介護サービス等諸費	3,809,250	△ 195,000	3,614,250	△ 206,322	11,322
	1	居宅介護サービス給付費	1,261,600	△ 90,000	1,171,600	国庫支出金 △ 21,340 県支出金 △ 12,950 その他 △ 90,550	34,840
	3	地域密着型介護サービス給付費	860,000	△ 66,000	794,000	国庫支出金 △ 16,896 県支出金 △ 8,250 その他 △ 26,070	△ 14,784
	5	施設介護サービス給付費	1,523,200	△ 30,000	1,493,200	国庫支出金 △ 6,180 県支出金 △ 5,250 その他 △ 11,850	△ 6,720
	7	居宅介護福祉用具購入費	4,800	△ 1,000	3,800	国庫支出金 △ 256 県支出金 △ 126 その他 △ 396	△ 222
	9	居宅介護サービス計画給付費	153,600	△ 8,000	145,600	国庫支出金 △ 2,048 県支出金 △ 1,000 その他 △ 3,160	△ 1,792
	2	介護予防サービス等諸費	153,630	△ 6,000	147,630	△ 4,656	△ 1,344
	1	介護予防サービス給付費	103,600	△ 2,000	101,600	国庫支出金 △ 412 県支出金 △ 350 その他 △ 790	△ 448

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	△ 90,000	1 居宅介護サービス給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 90,000 △ 90,000 △ 90,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 66,000	1 地域密着型介護サービス給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 66,000 △ 66,000 △ 66,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 30,000	1 施設介護サービス給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 30,000 △ 30,000 △ 30,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 1,000	1 居宅介護福祉用具購入費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 1,000 △ 1,000 △ 1,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 8,000	1 居宅介護サービス計画給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 8,000 △ 8,000 △ 8,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 2,000	1 介護予防サービス給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 2,000 △ 2,000 △ 2,000

2 款 保険給付費

(款) 2 保険給付費
(項) 2 介護予防サービス等諸費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	地域密着型介護予防サービス給付費	9,800	△ 2,000	7,800	国庫支出金 △ 512 県支出金 △ 250 その他 △ 790	△ 448
		7 介護予防サービス計画給付費	30,000	△ 2,000	28,000	国庫支出金 △ 512 県支出金 △ 250 その他 △ 790	△ 448
	4	高額介護サービス等費	85,800	△ 2,000	83,800	△ 1,552	△ 448
		1 高額介護サービス費	85,560	△ 2,000	83,560	国庫支出金 △ 512 県支出金 △ 250 その他 △ 790	△ 448
	6	特定入所者介護サービス等費	120,260	3,000	123,260	2,330	670
		1 特定入所者介護サービス費	120,000	2,500	122,500	国庫支出金 515 県支出金 438 その他 988	559
3 特定入所者介護予防サービス費		240	500	740	国庫支出金 128 県支出金 63 その他 198	111	
3		地域支援事業費	289,154	△ 4,347	284,807	△ 3,345	△ 1,002
	1	介護予防・生活支援サービス事業費	165,344	△ 4,347	160,997	△ 3,345	△ 1,002
		1 介護予防・生活支援サービス事業費	150,563	△ 3,347	147,216	国庫支出金 △ 837 県支出金 △ 417	△ 772

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	△ 2,000	1 地域密着型介護予防サービス給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 2,000 △ 2,000 △ 2,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 2,000	1 介護予防サービス計画給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 2,000 △ 2,000 △ 2,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 2,000	1 高額介護サービス費 負担金 高額介護サービス費負担金	△ 2,000 △ 2,000 △ 2,000
18 負担金補助 及び交付金	2,500	1 特定入所者介護サービス費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	2,500 2,500 2,500
18 負担金補助 及び交付金	500	1 特定入所者介護予防サービス費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	500 500 500
18 負担金補助 及び交付金	△ 3,347	1 訪問型サービス事業費 負担金 訪問型サービス事業負担金 2 通所型サービス事業費 負担金	△ 2,000 △ 2,000 △ 2,000 △ 1,347 △ 1,347

2 款 保険給付費 3 款 地域支援事業費

(款) 3 地域支援事業費
 (項) 1 介護予防・生活支援サービス事業費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
						その他 △ 1,321	
	2	介護予防ケアマネジメント事業費	14,781	△ 1,000	13,781	国庫支出金 △ 250 県支出金 △ 125 その他 △ 395	△ 230
4		基金積立金	20	21,347	21,367		21,347
	1	基金積立金	20	21,347	21,367		21,347
	1	介護給付費準備基金積立金	20	21,347	21,367		21,347

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		通所型サービス事業負担金	△ 1,347
18 負担金補助 及び交付金	△ 1,000	1 介護予防ケアマネジメント事業費 負担金 介護予防ケアマネジメント費保険者負担費	△ 1,000 △ 1,000 △ 1,000
24 積立金	21,347	1 介護給付費準備基金積立金 積立金	21,347 21,347

3 款 地域支援事業費 4 款 基金積立金

議第26号

令和5年度 見附市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度見附市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額605,700千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額675,700千円」に、「過年度分損益勘定留保資金605,700千円」を「過年度分損益勘定留保資金675,700千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,468,700千円	70,000千円	1,538,700千円
第1項 建設改良費	478,759千円	70,000千円	548,759千円

令和6年3月1日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

令和5年度 見附市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

支 出

款 項	目	既 決 額	補正予定額	計
① 資本的支出		1,468,700	70,000	1,538,700
1 建設改良費		478,759	70,000	548,759
	1 汚 水 費	319,680	75,000	389,680
	4 事 務 費	150,688	△ 5,000	145,688

(単位 千円)

節	金額	説明
1 汚水管渠費	75,000	汚水管渠建設工事
29 補償費	△ 5,000	支障物件移転補償料

令和5年度 見附市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

千円

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	△ 20,705
減価償却費	1,141,580
固定資産除却費	1,884
引当金の増減額 (△は減少)	3,831
長期前受金戻入額	△ 596,765
支払利息	145,839
未収金の増減額 (△は増加)	17,843
未払金の増減額 (△は減少)	△ 23,092
小 計	670,415
利息の支払額	△ 145,839
業務活動によるキャッシュ・フロー	524,576
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 584,394
国庫補助金による収入	82,038
一般会計等からの繰入金による収入	39,850
工事負担金収入	1
他会計からの負担金収入	91,703
受益者負担金分担金による収入	6,781
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 364,021
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための の企業債による収入	334,500
建設改良費等の財源に充てるための の企業債の償還による支出	△ 839,642
その他の企業債による収入	294,300
その他の企業債の償還による支出	△ 149,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 360,142
資金増加額	△ 199,587
資金期首残高	976,185
資金期末残高	776,598

議第27号

令和5年度 見附市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度見附市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和5年度見附市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 収	（補正予定額） 入	（計）
第1款 病院事業収益	2,443,000 千円	33,000 千円	2,476,000 千円
第2項 医業外収益	376,019 千円	33,000 千円	409,019 千円

（他会計からの補助金の補正）

第3条 予算第9条中、「32,000千円」を「65,000千円」に改める。

令和6年3月1日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

令和5年度 見附市病院事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 病 院 事 業 収 益		2,443,000	33,000	2,476,000
2 医 業 外 収 益		376,019	33,000	409,019
	1 補 助 金	32,089	33,000	65,089

(単位 千円)

節	金額	説明
1 他会計補助金	33,000	一般会計補助金

令和5年度 見附市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

千円

1	業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益	△	51,199
	減価償却費		178,157
	固定資産除却費		6,600
	災害による損失		100
	引当金の増減額 (△は減少)		72,596
	長期前受金戻入額	△	82,954
	支払利息		10,539
	未収金の増減額 (△は増加)	△	32,070
	未払金の増減額 (△は減少)		6,041
	たな卸資産の増減額 (△は増加)		338
	小 計		108,148
	利息の支払額	△	10,539
	業務活動によるキャッシュ・フロー		97,609
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有形固定資産の取得による支出	△	169,441
	補助金による収入		400
	他会計からの負担金収入		23,200
	投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 145,841
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入		171,200
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△	82,698
	財務活動によるキャッシュ・フロー		88,502
	資金増加額 (又は減少額)		40,270
	資金期首残高		121,665
	資金期末残高		161,935

議第28号

財産の無償譲渡及び無償貸付について

次のとおり、財産を無償譲渡すること及び無償貸付することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

1 譲渡する財産の表示

- | | | |
|-----|-------|---------------|
| (1) | 種類 | 建物 |
| | 名称 | 名木野保育園 |
| | 所在 | 見附市名木野町3154番地 |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造2階建 |
| | 延床面積 | 521.06平方メートル |
| (2) | 種類 | 建物 |
| | 名称 | 漆山保育園 |
| | 所在 | 見附市漆山保育園936番地 |
| | 構造 | 木造平屋建 |
| | 延べ床面積 | 337.05平方メートル |

2 譲渡予定価格 無償

3 譲渡の相手方

長岡市新栄町3丁目3番13号
社会福祉法人 芳香稚草園
理事長 佐藤 義尚

4 譲渡の条件

譲受人は、譲り受けた建物を、児童福祉に資する施設以外の用途に使用しないこと。

5 貸付する財産の表示

- (1) 種類 土地
所在 見附市名木野町3144-16
数量 506.58平方メートル
- (2) 種類 土地
所在 見附市漆山町936-8
数量 1,240.08平方メートル

6 貸付予定価格 無償

7 貸付の相手方

長岡市新栄町3丁目3番13号
社会福祉法人 芳香稚草園
理事長 佐藤 義尚

8 貸付の条件

借受人は、借り受けた土地を、児童福祉に資する施設以外の用途に使用しないこと。

議第 29 号

長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

見附市及び長岡市との間において平成 21 年 12 月 21 日に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を別紙のとおり変更するため、見附市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例（平成 21 年見附市条例第 21 号）の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

見附市長 稲 田 亮

定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定書

平成21年12月21日付けで長岡市（以下「甲」という。）と見附市（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第3条第2号ウの項をエの項とし、同号イの項の次に次のように加える。

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住・定住の促進

(ア) 取組の内容

合同で移住セミナーや情報発信、移住者交流会等を実施することにより、移住者の選択肢が広がり、多くの移住希望者と最初の接点を持つことで、圏域への移住者の拡大を図り、移住後の孤立化の抑制と定住化を促進する。

(イ) 甲の役割

乙と連携し、移住セミナーや相談会、移住者交流会等の事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

(ウ) 乙の役割

甲と連携し、移住セミナーや相談会、移住者交流会等の事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長 岡 市
長岡市長

乙 見 附 市
見附市長

議第30号

公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

長岡地域定住自立圏を構成する見附市、長岡市、小千谷市及び出雲崎町の間で平成22年3月26日に締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を別紙のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

(別 紙)

公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定書

平成22年3月26日付けで長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間において締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和6年4月1日から適用する。

別表運動施設の表長岡市の項中

「 | 長岡市寺泊体育館 | 長岡市寺泊上田町7695番地1 | 」を削り、同表小千谷市の項中「 | 南部スポーツ広場 | 小千谷市真人町丁658番地1 | 」を
「 | 南部スポーツ広場 | 小千谷市真人町丁658番地1 |
| 信濃川河川公園 | 小千谷市東栄2丁目乙1716番地2 | 」に改める。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、構成市町がそれぞれ記名押印の上、各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

小千谷市長

見附市長

出雲崎町長

議第 3 1 号

見附市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、見附市及び三条市の間において平成 2 9 年 3 月 3 0 日に締結した見附市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

見附市長 稲 田 亮

(別 紙)

見附市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定

平成 29 年 3 月 30 日付けで見附市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した見附市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、変更後の別表集会・文化施設の表の規定は、令和 6 年 7 月 20 日から適用する。

別表集会・文化施設の表三条市の項中

「 | 三条市三条東公民館 | 三条市興野一丁目 13 番 70 号 | 」を
「 | 三条市三条東公民館 | 三条市興野一丁目 13 番 70 号 |
| 三条市歴史民俗産業資料館別館 | 三条市元町 1 番 6 号 | 」に改める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

見附市長 稲 田 亮

三条市長 滝 沢 亮

議第32号

見附市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、別紙の見附市道路線の廃止及び認定について、議会の議決を求める。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

廃止路線

1 路線

路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
6191	上新田 20 号線	見附市上新田町 9 3 3 - 7	見附市上新田町 9 3 3 - 1 2	104.1

認定路線

3 路線

路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
1562	本所 1 の 7 8 号線	見附市本所 1 丁目 9 3 8 - 1 1	見附市本所 1 丁目 9 3 8 - 2 2	48.4
1563	本所 1 の 7 9 号線	見附市本所 1 丁目 5 0 1 - 8	見附市本所 1 丁目 5 0 3 - 3	59.3
6191	上新田 20 号線	見附市上新田町 9 3 3 - 7	見附市上新田町 9 3 3 - 1 2	110.2

1. 廃止路線

(1) 所管換えにより市道路線を廃止するもの

番号	路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
①	6191	上新田20号線	見附市上新田町933-7	見附市上新田町933-12	104.1

2. 認定路線

(1) 所管換えにより市道路線を認定するもの

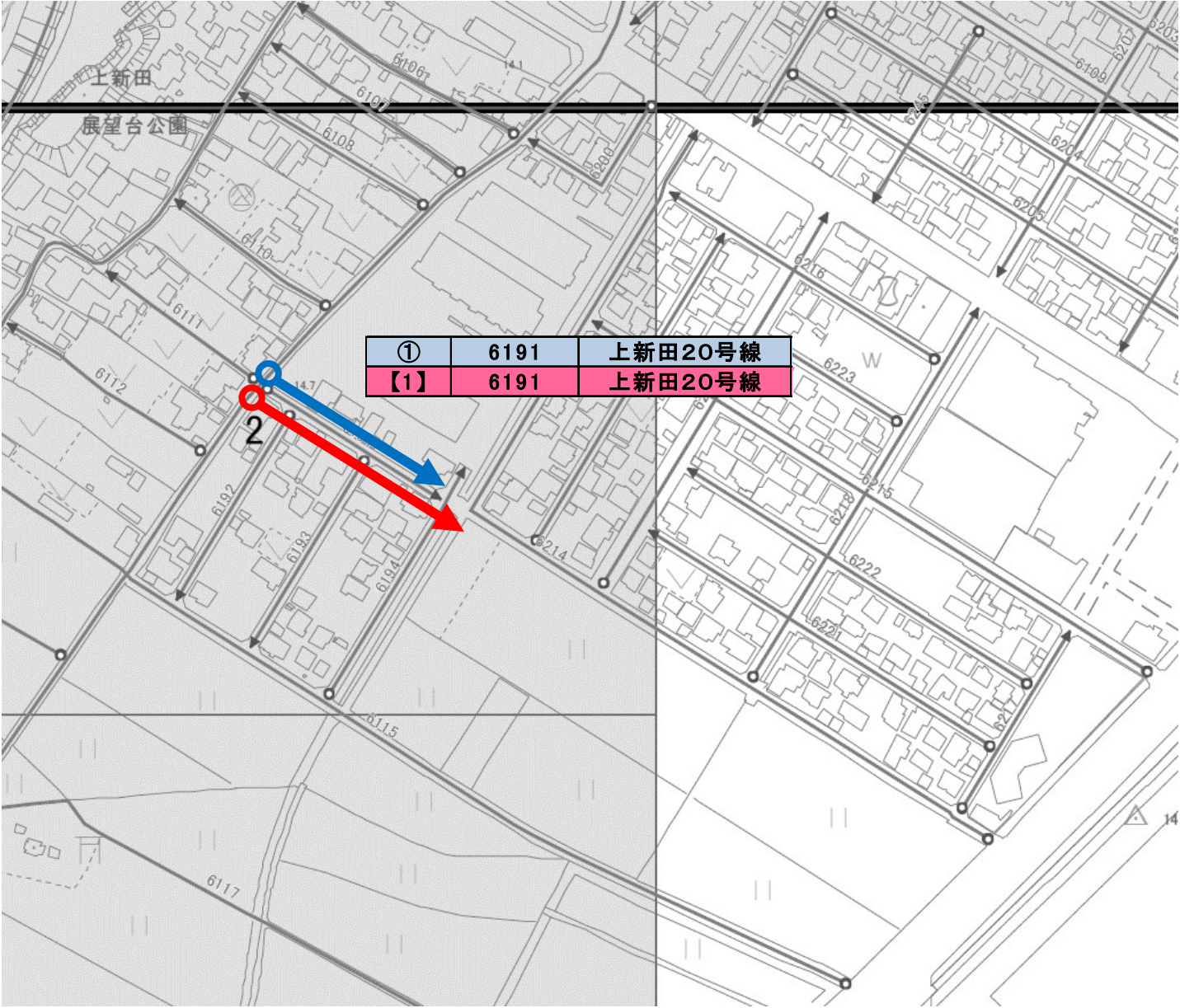
番号	路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
【1】	6191	上新田20号線	見附市上新田町933-7	見附市上新田町933-12	110.2

(2) 開発行為により築造された道路で管理引き継ぎのために市道認定するもの

番号	路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
【2】	1562	本所1の78号線	見附市本所1丁目938-11	見附市本所1丁目938-22	48.4
【3】	1563	本所1の79号線	見附市本所1丁目501-8	見附市本所1丁目503-3	59.3

市道認定路線図

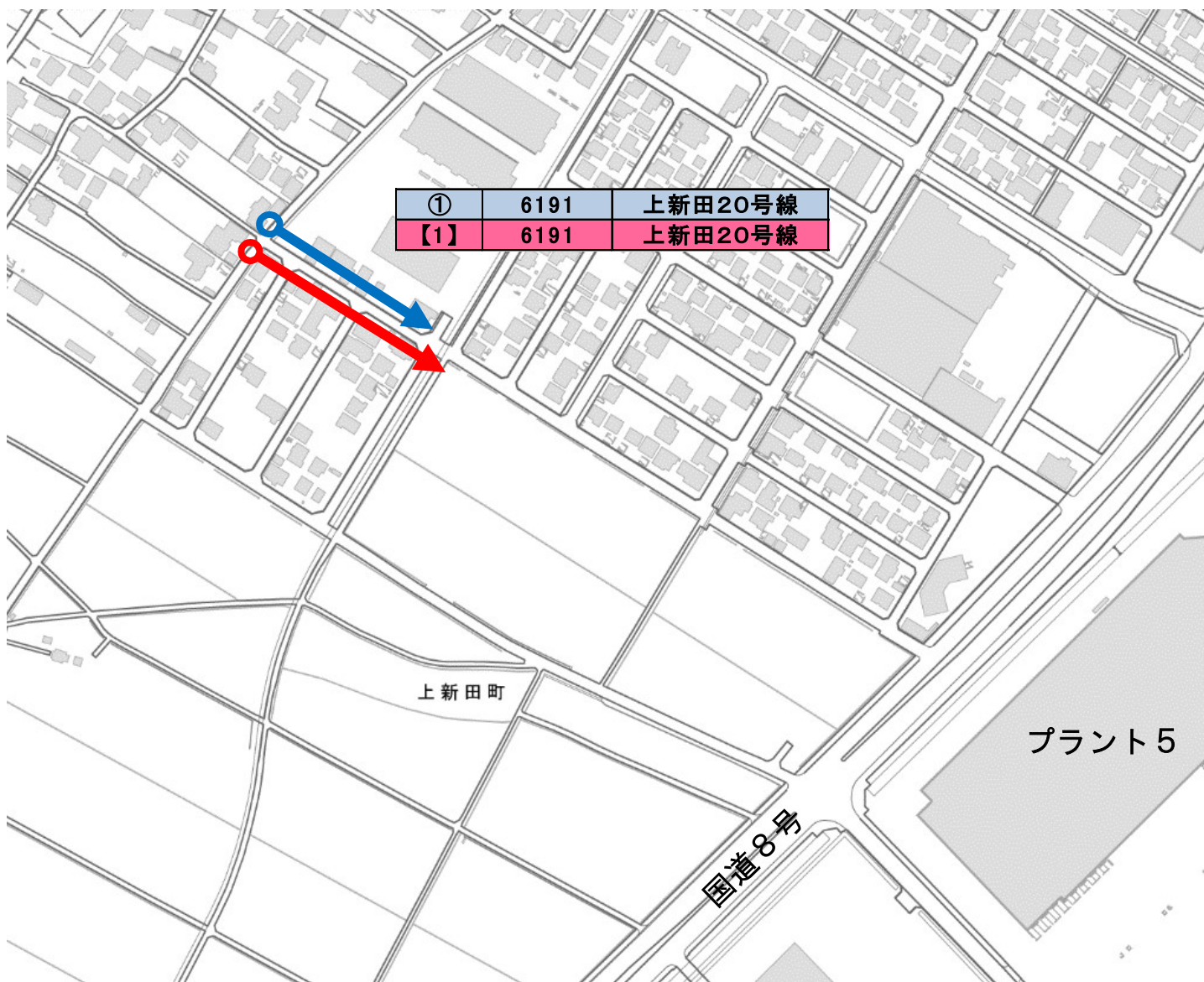
凡例	
廃止	
認定	



①	6191	上新田20号線
【1】	6191	上新田20号線

市道認定路線図

凡例	
廃止	
認定	



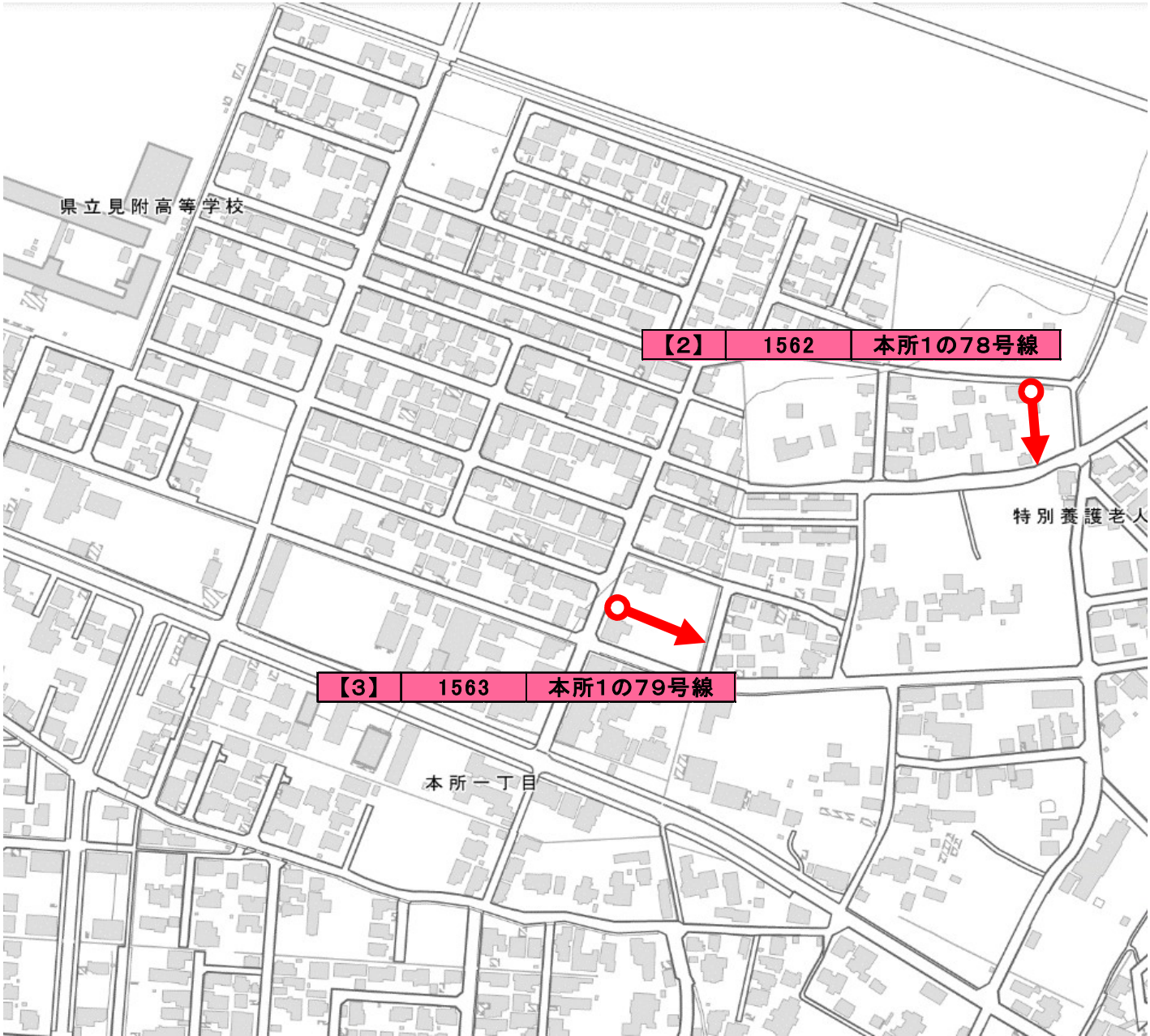
市道認定路線図

凡例	
認定	



市道認定路線図

凡例	
認定	



議第33号

教育長の任命について

見附市教育長に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名 渡邊 茂夫

住所 長岡市鳥越

生年月日

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

議第34号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、見附市税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

専決第4号

見附市税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月21日専決

見附市長 稲田 亮

見附市税条例の一部を改正する条例

見附市税条例（昭和36年見附市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の4の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第4条の4の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第22条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第22条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）が

あるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第25条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第5条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第35号

見附市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

見附市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日提出

見附市長 稲田 亮

見附市手数料条例の一部を改正する条例

見附市手数料条例(平成12年見附市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第5中

「

6 法第79条の2第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 8,700円
7 法第115条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 24,700円
8 法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 8,700円

」を

「

6 法第79条の2第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査(7の項第2号に掲げる場合に係る指定を併せて受けようとする場合を除く。)	1件につき 8,700円
---	--------------

<p>7 法第115条の22第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査（介護予防支援事業と居宅介護支援事業を同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に運営するために、5の項に掲げる場合の指定を併せて受けようとする場合を除く。）</p>	<p>(1) 次号に掲げる場合以外の場合については1件につき24,700円</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業者について介護予防支援事業と居宅介護支援事業を同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に運営しようとする場合については1件につき8,700円</p>
<p>8 法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査（介護予防支援事業と居宅介護支援事業を同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に運営する事業者が6の項の指定の更新を併せて受けようとする場合を除く。）</p>	<p>1件につき 8,700円</p>

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。